

# 第14編

# 原子力災害対策編

## 第1章 基本的考え方等

### 第1節 基本的考え方

本県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）」に規定される原子力事業所の立地はない。

また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）についても、県境まで直線距離で約54キロメートルの距離がある。

原子力災害時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）が概ね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）については、概ね30キロメートルを目安とすることとされている。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、安全神話にとらわれることなく、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

#### 【この編で用いる用語の定義】

原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第2条3号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第2条4号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

### 第2節 計画の性格

#### 1 宮崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、宮崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策指針を踏まえて作成したものである。

#### 2 宮崎県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「宮崎県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この原子力災害対策編（以下「本編」という。）に定めのない事項については、県地域防災計画の総論、共通対策編及び他編によるものとする。

なお、県地域防災計画にも定めのない事項については、国の指示又は要請に基づき実施するものとする。

#### 3 本編の見直し

今後の原子力災害対策指針の改定内容や、科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況の変化も踏まえ、本編についても必要に応じて検討を加え、修正を行うこととする。

### 第3節 本編の周知徹底

本編は、本県の原子力災害対策に係る基本的事項を定めるものであり、県は市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知を図るものとする。

また、各関係機関は、これに基づき必要に応じてより詳細な実施要領等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

### 第4節 計画においてよるべき指針

本編の作成又は修正に際して、原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

### 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本県に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から本県に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本計画は、同発電所で次の(1)～(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、本県から距離が約150キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約90キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとする。

- (1) 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について九州電力株式会社から連絡を受けたとき
- (2) 施設敷地緊急事態が発生したとき
- (3) 全面緊急事態が発生したとき

### 第6節 防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編総論を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

#### 1 県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者

【総論第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 参照】

#### 2 原子力事業者

機 関 名	業 務 の 大 綱
九州電力株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 (5) この計画に基づき、県、市町村その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

## 第2章 原子力災害予防計画

### 第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、鹿児島県、九州電力株式会社及びその他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### 【県、市町村、関係機関】

県、市町村その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。特に、県は、九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

#### 2 情報の分析整理

- (1) 人材の育成・確保 県は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、国等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。
- (2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積  
県は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。
- (3) 災害対策上必要とされる資料  
県は、鹿児島県や九州電力株式会社と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

#### 3 通信手段の確保

県は、市町村等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図る。  
また、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努めるものとする。

### 第2節 応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

#### 1 災害対策本部の体制整備等

県は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。  
また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図るものとする。

#### 2 職員の参集体制の整備

県は、川内原子力発電所での災害時に、必要な体制が迅速に執れるよう、職員の参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

#### 3 防災関係機関相互の連携体制

##### 【県、市町村、関係機関】

県は、平常時から国、鹿児島県、市町村、自衛隊、警察、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

#### 4 モニタリング体制等

県は、原子力災害時における県内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継

続して実施する。

また、国が実施する原子力災害時のモニタリング体制強化に備え、県の保有する資機材の点検や整備を行い、さらに、使用方法の研修等を実施し、従事できる職員の育成に努める。

加えて、モニタリング機器の故障やその他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等の事前把握に努める。

## 5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、市町村や関係機関と相互の連携を図るものとする。

### 第3節 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

#### 1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市町村は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努めるものとする。（避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）

県は、市町村の区域を越えた一時移転等については、市町村間の調整等必要な支援を行うものとする。県の区域を超えた一時移転等については、国と県が連携して必要な調整等を行うものとする。

#### 2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市町村は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所（以下本編において「避難所」という。）として指定するよう努めるものとする。

県は、市町村に対して避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言する。

### 第4節 医療体制及び健康相談体制の整備

県は、今後の原子力災害対策指針の改正において、原子力災害対策重点区域外の都道府県において原子力災害医療体制（原子力災害対策指針に定める原子力災害時における医療体制）の整備が必要とされた場合には、原子力災害医療体制の整備を進めるものとする。

また、県は、市町村と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

### 第5節 住民等への的確な情報伝達

県は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用を努めるものとする。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて市町村に助言を行うこととする。

さらに県は、市町村等と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市町村は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

## 第6節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

県は、市町村等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

また、県は、市町村がこれらの活動を行う場合に、必要な助言等を行う。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥屋内退避及び一時移転等に関すること
- ⑦要配慮者への支援に関すること
- ⑧緊急時にとるべき行動
- ⑨避難所での運営管理、行動等に関すること
- ⑩安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること

## 第7節 防災訓練の実施

県は、屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や鹿児島県が実施する原子力防災訓練に参加するものとする。

## 第8節 民間企業等との連携

県は、平時から民間企業等が持つ能力・技術の情報収集に努め、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討するものとする。

## 第3章 原子力災害応急対策計画

### 第1節 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県と九州電力株式会社は、平成25年7月16日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結しており、これに定められた「非常時」又は「異常時」の各事態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、本県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡が行われることとなっている。

原子力災害対策指針においては、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分しているところであるが、本覚書における「非常時」は、同指針における施設敷地緊急事態又は全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、上記の3つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、本編における事態区分は、これらの区分によることとする。

#### 1 警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

- (1) 九州電力株式会社は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をファクシミリで送付するものとし、併せて電話による連絡も行う。
- (2) 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

#### 2 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

- (1) 九州電力株式会社の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をファクシミリ等で送付するものとする。さらに九州電力株式会社は、県に対して、電話によりファクシミリ等の着信及び記載内容を確認するものとする。
- (2) 県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

#### 3 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

##### (1) 九州電力株式会社から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合

ア 九州電力株式会社は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をファクシミリで連絡するものとする。

イ 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

##### (2) 県による情報の収集

県は、国（原子力規制委員会、内閣府原子力事故合同警戒本部、内閣府合同情報連絡室）及び隣接県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行うとともに、立地県等から原子力発電所事故等の情報伝達を受けた場合は、速やかに市町村、消防本部、警察等の防災関係機関及び県庁内関係各課へ情報提供を行い、相互の連携を密にし、対応に備えるものとする。

また、県は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行

うものとする。

#### 4 一般回線が使用できない場合の対処

県は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

#### 5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

県は、国による緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合は、その情報収集に努める。

### 第3節 活動体制の確立

県は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて次の体制をとるものとする。

#### 1 県の活動体制

##### (1) 情報連絡本部体制

ア 川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める警戒事態又はこれに準じる事象が発生したとき。

イ その他危機管理局長が必要と認めたとき。

##### (2) 災害警戒本部体制

ア 川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態が発生したとき。

イ その他危機管理統括監が必要と認めたとき。

##### (3) 災害対策本部体制

ア 川内原子力発電所において、原子力災害対策指針に定める全面緊急事態が発生したとき。

イ その他知事が必要と認めたとき。

#### 2 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

#### 〈原子力災害時の職員参集・配備計画〉

原子力災害時の職員の配備については、次表のとおりとする。

本部体制	危機管理局	原子力災害対策関係課	地方支部事務局及び構成出先機関
災害対策本部	全局員	総合対策部、連絡調整課及び原子力災害対策関係課 <sup>※1</sup> の緊急要員	全地方支部事務局の緊急要員
災害警戒本部	待機2個班登庁	総合対策部及び原子力災害対策関係課の緊急要員 ※連絡調整課はオンコール	原子力災害の発生場所から最も距離の近い市町村を管轄する地方支部事務局の緊急要員
情報連絡本部	危機管理局緊急要員登庁		
<p>※各課等の緊急要員については、各所属においてあらかじめ選定しておくものとする。            ※上記基準によりがたい状況にある場合、配備する職員の増減は、各所属長の判断による。</p>			

※1 原子力災害対策関係課・・・総合政策課、秘書広報課、福祉保健課、医療政策課、健康増進課、環境森林課、環境管理課、商工政策課、農政企画課、病院局経営管理課、教育政策課、その他危機管理局長が必要と認める課

### 3 情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

#### (1) 情報連絡本部

ア 災害警戒本部が設置されたとき。

イ 原子力災害対策指針に定める警戒事態又はこれに準じる事象の事象が解消され、かつ、本部長が廃止を判断したとき。

#### (2) 災害警戒本部

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事象が解消され、かつ、本部長が廃止を判断したとき。

#### (3) 災害対策本部

ア 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項で規定するものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、原子力災害の影響が本県の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたとき。

イ 本部長が、おおむね緊急事態応急対策（原災法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）を終了したと認めるとき。

## 第4節 住民等への的確な情報伝達活動

### 1 住民等への情報伝達活動

#### 【県、市町村】

県は、住民等の適切な判断や行動に資するよう、インターネットやメール等の多種媒体を活用して情報伝達を行う。

その際、事故の状況や影響の度合い、県が講じている対策、モニタリング情報等を分かりやすく整理し、正確に伝える。

特に、急を要する場合やその他必要と認められる場合は、報道機関の協力を得て、迅速な広報に努める。

市町村は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

### 2 住民等からの問合せに対する対応

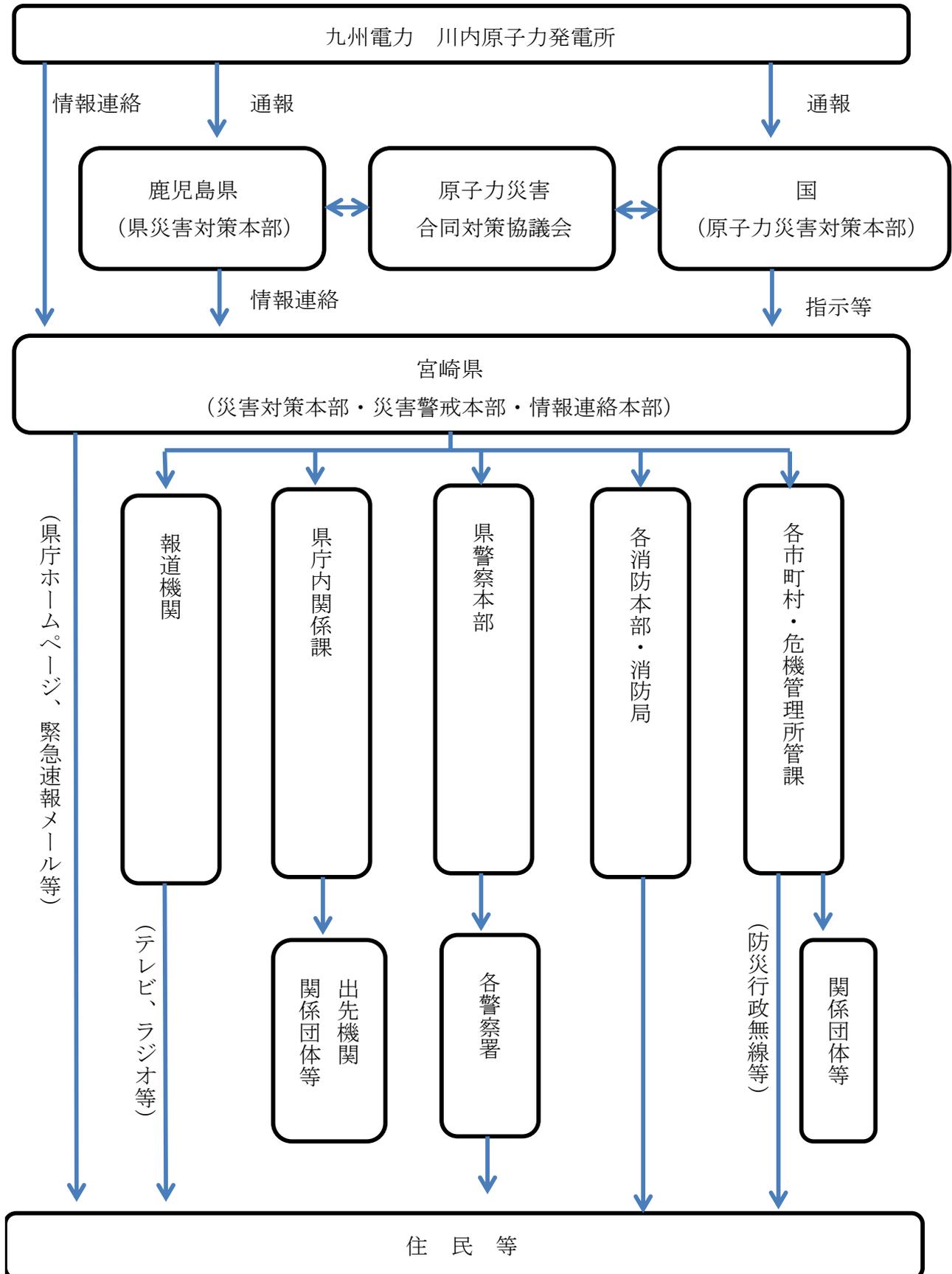
#### 【県、市町村】

県は、住民等の安心に資するため、市町村と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

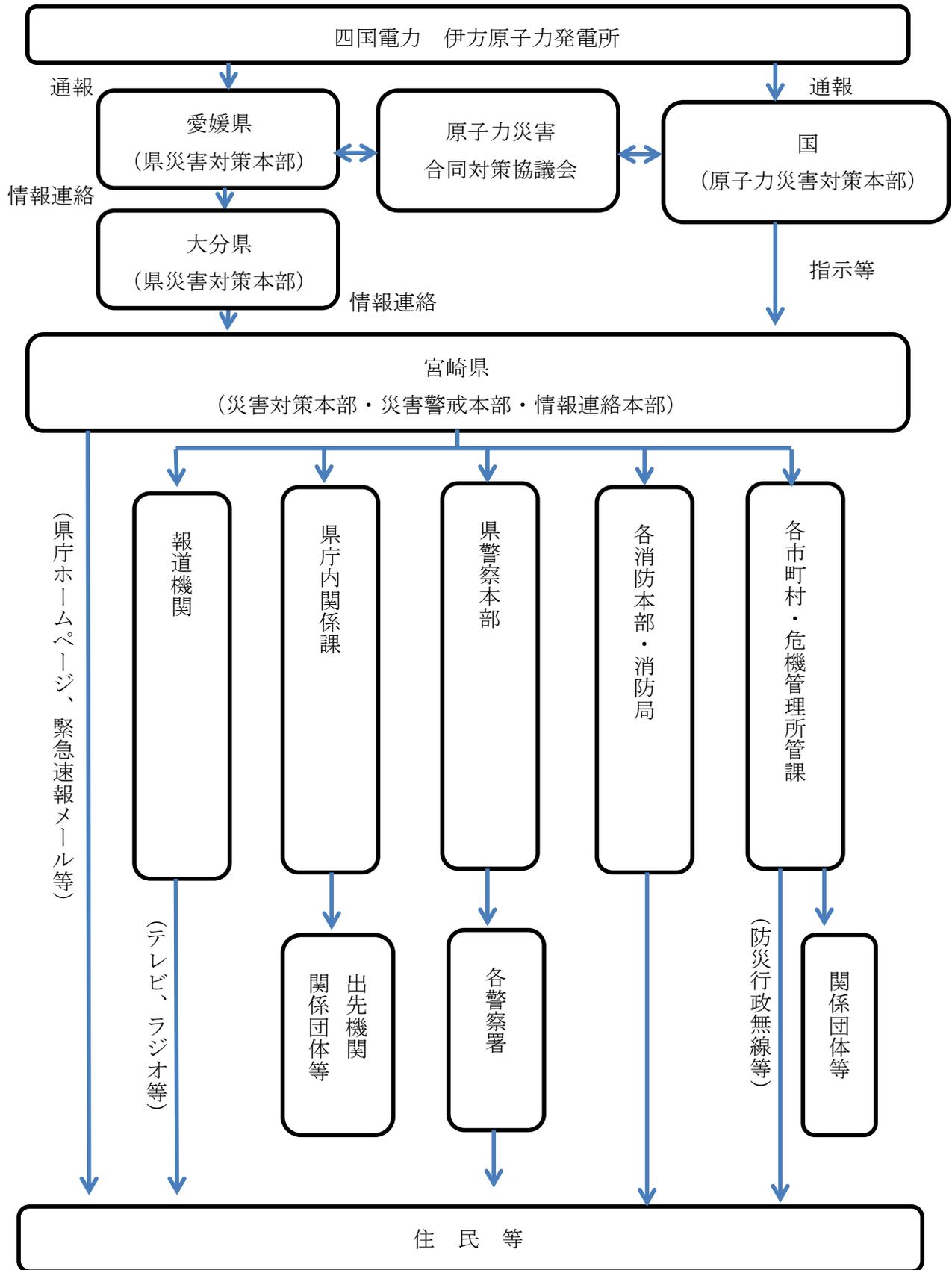
■ 情報連絡系統図

(九州電力川内原子力発電所)



■ 情報連絡系統図

(四国電力 伊方原子力発電所)



## 第5節 住民避難等の防護活動

### 【県、市町村】

県及び市町村は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

#### 1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県及び市町村は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

県は、原災法第20条第2項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、屋内退避又は一時移転等の指示があった場合には、県は、関係市町村に対して、これらを伝達するとともに、市町村の区域を越えた一時移転等が必要となる場合については、避難者の受入れについて、関係市町村等と協議・調整を行うものとする。

市町村は、指示の伝達を受けて、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行うものとする。

#### 2 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市町村は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

なお、新型インフルエンザ等感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

#### 3 避難所の開設及び運営

市町村は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

#### 4 要配慮者等への配慮

県及び市町村は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮するものとする。

## 第6節 緊急時モニタリングの実施

県は、県内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストでの環境放射線モニタリングを継続するとともに、国からの指示又は要請があった時は、その指示に従って可搬型の放射線測定機器の活用などによりデータ収集に努める。

また、国等が収集し、県に提供されたデータをその後の対策に活用する。

収集したデータは県ホームページで公表するとともに、必要に応じて、関係市町村及び関係機関に連絡するものとする。

## 第7節 医療及び健康相談の実施

県は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染等を実施する。

また、県は、市町村と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

## 第8節 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、国からの要請等により、飲食物に係る放射性物質による汚染状況を調査するとともに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生上の基準値を踏まえた国の指導、助言及び指示に基づき飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を関係事業者等に要請するものとする。

## 第9節 広域一時滞在の受入れ

県は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、受入れ可能な施設の調査や、受入れに係る調整等を関係機関と連携して、行うものとする。

# 第4章 原子力災害復旧・復興計画

## 第1節 環境放射線モニタリングの継続と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言が行われた際は、国の指示や助言を踏まえて平時のモニタリング体制に移行し、その結果を県ホームページ等で公表するものとする。

## 第2節 風評被害等の影響軽減

県は、国や関係機関と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行うものとする。

## 第3節 住民健康相談

県は、関係市町村及び医療機関等の協力を得て被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

## 第4節 放射性物質による汚染の除去等

県は、国等と協議・調整し、県内において放射性物質の除染が必要と認めた場合は、関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図る。